

令和6年度 こゆりこども園入園申込みのお知らせ

町は幼稚園と保育所の特長を併せ持ち、その児童に合った保育・幼児教育を受けることができる施設として、認定こども園「西会津町こゆりこども園」を開設しています。

こども園を利用するには、子どもの年齢と保育を必要とする理由や保育の必要量を判断するために町の『教育・保育給付認定』を受ける必要があります。

『教育・保育給付認定』は3つの区分により認定されます。

認 定 区 分		
満3歳以上	1号認定	幼児教育を希望する場合
	2号認定	保育を必要とする場合
満3歳未満	3号認定	



上記『保育を必要とする場合』とは、保護者の就労・妊娠出産・保護者の疾病等・同居親族の介護・求職活動等の事由により家庭でのお子さんの保育ができない方です。

1号認定は、朝から昼過ぎまでの利用（教育時間）、2号認定と3号認定は就労の時間等によって、1日最大11時間（保育標準時間）と1日最大8時間（保育短時間）の利用に分かれます。

保護者の就労時間

- 教育時間の方・・・制限なし
- 保育標準時間の方・・・月120時間以上の就労
- 保育短時間の方・・・月48時間以上120時間未満の就労

認定区分	利 用 時 間		利用可能時間帯	その他
1号認定	教 育 時 間	1日最大5時間	9:00～14:00	利用時間帯以外の利用は一時保育事業として別途申請が必要です
2号・ 3号認定	保 育 標 準 時 間	1日最大11時間	7:30～18:30	利用時間帯以外の利用は延長保育事業として別途申請が必要です
	保 育 短 時 間	1日最大8時間	8:00～16:00	

※提出書類についての詳細は裏面をご覧ください。

教育・保育給付認定を受けるためには、子育て支援センター（こゆりこども園内）や役場福祉介護課に備え付けの『施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書』及び下記の必要書類の提出が必要となります。

◇提出書類

- ・施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書
(児童1人につき1部)
- ・就労状況等確認書類（父母各1枚）
 - ◎就労の場合…就労等証明書
 - ◎妊娠・出産の場合…母子手帳の写し（父母氏名と出産予定日が記載されているページ）
 - ◎保護者の疾病・障がいの場合…医師の診断書、身体障害者手帳の写し等
 - ◎同居親族の介護、看護の場合…当該親族の医師の診断書・療育手帳の写し等
 - ◎就学・職業訓練の場合…在学証明書
 - ◎令和5年1月2日以降に転入された方…マイナンバー確認用紙

◇申込期限

令和5年12月21日（木）まで関係書類を添えて提出してください。

なお、対象年齢に達する関係や生活状況の変化等の理由で、年度途中に入園を希望される方は、入園希望の2ヶ月前から申込みができます。

◇入園判定

入園判定については保育の必要性や家庭の状況等を踏まえ町が判定し、その結果については後日お知らせします。

◇その他

0歳児については生後6ヶ月を経過してからの受け入れが可能となります。
(申し込みは4ヶ月を経過してからになります。)

問合せ先

子育て支援センター 45-4332

こゆりこども園 45-4333

